

事業用電気通信設備規則第35条の2の2第35条の2の6（異なる電気通信番号の送信の防止）のただし書に該当する場合について（取扱い方針）

（平成20年4月21日公表）

（平成31年 月 日改定）

1 背景及び概要

事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）においては、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備及び、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（OAB～J-IP電話用設備）、携帯電話用設備及びPHS用設備その他の音声伝送用設備を設置する電気通信事業者に対し、利用者に付与した電気通信番号と異なる電気通信番号が送信されないよう必要な措置を講ずべきこと、他の利用者に対し、発信元を誤認されるおそれのがない場合についてはその限りでないことを規定している。（平成19年総務省令第141号による改正 事業用電気通信設備規則第35条の2の2第35条の2の6 等 平成19年11月21日公布、平成20年4月1日施行）

本規定は平成19年の改正により追加されたもので、その趣旨は、発信者の電気通信番号の正当性を担保することについて社会的な重要性が高まっていることから、発信元の偽装（他者へのなりすまし）等によって、発信者番号表示等の信頼性が損なわれることを防止することである。

事業用電気通信設備規則第35条の2の2第35条の2の6ただし書では、「他の利用者に対し、発信元を誤認されせるおそれのがない場合」について、端末系伝送路設備に付与された電気通信番号と異なる電気通信番号の通知がなされても、発信元を誤認するおそれがないと考えられる場合が存在することから、一律の規制から除外することを規定している。

本取扱い方針は、電気通信システムの根幹の一つを構成する電気通信番号の表示等への信頼性を維持しつつ、利用者の利益を保護する観点から、下記2のとおり、ただし書の趣旨や該当する場合について解説することを目的とする。

2 取扱い方針

事業用電気通信設備規則第35条の2の2第35条の2の6ただし書における、「他の利用者に対し、発信元を誤認されせるおそれのがない場合」には、1) 代表者番号を送信する場合、2) 0120番号等の着信課金といった特殊なサービスの電気通信番号を送信する場合及び3) その他のサービスについて、電気通信事業者が、電気通信番号の役割（地理的識別、品質識別、サービス形態の識別及び社

会的信頼性の識別)の観点から、発信元を着信者に誤認させることのないよう措置し、かつ、発信者番号通知を受けた者が当該番号へ発信した場合に、発信元に着信することが確保されている場合等が該当する。

3) の電気通信番号の役割の観点に基づく措置に関して、特に固定電話番号(0AB～J番号)については、品質識別及びサービス形態の識別の役割を有するとともに、電気通信番号規則電気通信番号計画上も、その番号から電話の相手先の地域が分かるという地理的識別を行えるよう定められている番号であり、また、その利用されている長い歴史から、「今そこからかかっている／そこにかけている」ことが確認できる社会的信頼性を有する番号でもあることに留意して、発信元を着信者に誤認させることのないようにする必要がある。また、発信元へ着信することの確保については、例えば、着信側事業者と発信側事業者を異にしており、コールバックのために着信側の電気通信番号を発信者番号として送信する場合において、着信側事業者と利用者の契約変更等が生じる場合であっても、常に発信元への着信が確保されていることが必要である。

電気通信事業者は、実際の設備の設置・維持・運用等に応じて、利用者への影響の程度を個々に判断し、事業用電気通信回線設備の技術基準適合性について自ら確認・維持することが求められる。

*本年3月26日の情報通信審議会一部答申「050-IP電話等の基本的事項に関する技術的条件」(情審技第13号)において、発信者番号偽装対策に関する技術的条件の答申があり、これを受けた事業用電気通信設備規則の改正省令案を情報通信審議会へ諮問する予定である。当該省令案の答申を受けた改正省令に対しても、本取扱い方針を適用することとする。

3 本取扱方針の改定

本取扱方針については、技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行う。

<参考>

(関係法令)

○事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）（抄）

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の二の六 電気通信事業者は、当該電気通信事業者が利用者に付与した電気通信番号について、当該利用者の発信に係る電気通信番号と異なる電気通信番号を端末設備等又は他の電気通信事業者に送信することができないよう必要な措置を講じなければならない。ただし、他の利用者に対し、発信元を誤認させるおそれがない場合は、この限りでない。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の七 第三十五条の二の六の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の十五 第三十五条の二の六の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の二十二 第三十五条の二の六の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十六条の八 第三十五条の二の六の規定は、電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の二の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者が利用者に付与した電気通信番号について、当該利用者の発信に係る電気通信番号と異なる電気通信番号を端末設備等又は他の電気通信事業者に送信することができないよう必要な措置を講じなければならない。ただし、他の利用者に対し、発信元を誤認させるおそれがない場合は、この限りでない。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

~~第三十五条の七 第三十五条の二の二の規定は、総合デジタル信用設備について準用する。~~

——(異なる電気通信番号の送信の防止)——

~~第三十五条の十五 第三十五条の二の二の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。~~